

#### 4 居住費(滞在費)及び食費の負担について

【介護保険+介護扶助】

区	サービスの種類		費用の負担方法			
	区分	居室の種類	被保護者負担限度額	基準費用額と負担限度額の差		
第1号被保険者及び第2号被保険者	入所	食費	介護扶助	300円/日	介護保険で給付 (特定入所者介護サービス費)	
		居住費	多床室	負担なし		0円
			※従来型個室	老健・療養型		490円/日
				特養		320円/日
			※ユニット型準個室			490円/日
			※ユニット型個室			820円/日
	※原則、多床室入所(個室入所は不可) ※施設事業者が利用者負担額軽減制度事業を活用することにより、利用者負担の全額が軽減(免除)された場合は除く。また、例外的に入所を認めた場合のみ、福祉事務所払いの介護扶助となる。 ※連合会へ公費請求された場合は返戻となります。					
	短期入所	食費		利用者負担		300円/日
		滞在費	多床室	負担なし		0円
			従来型個室	老健・療養型施設		490円/日
特養				320円/日		
ユニット型準個室			490円/日			
ユニット型個室	820円/日					
通所 (小規模多機能含む)	食費		全額利用者負担(補足給付なし)			
グループホーム	食材料費等		全額利用者負担(補足給付なし)			
	家賃		※家賃は住宅扶助基準内でなければ入居不可			

◇参考:基準費用額

食費	1,392円/日
居住費	
多床室	
老健・療養型	377円/日
特養	855円/日
従来型個室	
老健・療養型	1,668円/日
特養	1,171円/日
ユニット型準個室	1,688円/日
ユニット型個室	2,006円/日

【介護扶助のみ】

区	サービスの種類		費用の負担方法			
	区分	居室の種類	被保護者負担限度額	基準費用額と負担限度額の差		
医療保険の被保険者以外 (40~65歳未満)	入所	食費	介護扶助	1,392円/日		
		居住費	多床室	負担なし	0円	老健・療養型 377円/日 特養 855円/日
			※従来型個室	老健・療養型	1,668円/日	
				特養	1,171円/日	
			※ユニット型準個室		1,688円/日	
			※ユニット型個室		2,006円/日	
	※原則、多床室入所(個室入所は不可) ※施設事業者が利用者負担額軽減制度事業を活用することにより、利用者負担の全額が軽減(免除)された場合は除く。また、福祉事務所が例外的に入所を認めた場合は、福祉事務所払いの介護扶助となる。 ※連合会へ公費請求された場合は返戻となります。					
	短期入所	食費		利用者負担	300円/日	
		滞在費	多床室	負担なし	0円	福祉事務所払いの 介護扶助 額は保険併用の介護保険 給付(特定入所者介護サー ビス費)相当額
			従来型個室	老健・療養型施設	490円/日	
特養				320円/日		
ユニット型準個室			490円/日			
ユニット型個室	820円/日					
通所 (小規模多機能含む)	食費		全額利用者負担(補足給付なし)			
グループホーム	食材料費等		全額利用者負担(補足給付なし)			
	家賃		※家賃は住宅扶助基準内でなければ入居不可			

小規模多機能型居宅介護の「泊まり」の「食費・宿泊費」は、保険資格に関わらず、全額利用者負担となります。

- 太枠内が介護扶助で給付する部分。(入所の個室等の居住費は、例外的に入所を認めた場合に限り)
- 特に記載のない「介護扶助」は、京都府国民健康保険連合会へ公費請求してください。  
福祉事務所払いの介護扶助は、福祉事務所に直接請求してください。
- 利用者負担は、利用者へ直接請求してください。(介護扶助は給付されません)
- 記載した基準費用額等について、実際の額が当該額を下回る場合はその額となります。